

# マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

- マイナンバーカードは、誕生日の3か月前から更新手続きができます。
- マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続きができます。
- 新たなマイナンバーカードに新しい免許情報が確実に記録されるために、**新たなマイナンバーカードを受け取ってから、免許証の更新手続きを行うよう**、お願いします。
- 免許証の更新手続きが近づいている方など、ご質問のある方は、最寄りの運転免許センターまでお問い合わせ願います。

## 〈お問い合わせ先〉

東部地区運転免許センター 0857-36-1122

中部地区運転免許センター 0858-35-6110

西部地区運転免許センター 0859-22-4607

